



■小城市 小城公園

今月の記事

●日本年金機構

- ・在職老齢年金の基準となる月額が47万円から46万円に  
平成23年4月(平成23年6月定期支払分)から変更されます .....2
- ・平成23年4月から障害年金の加算額の要件の改善が行われました .....3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・平成23年度 生活習慣病予防健診の受付をはじめました! ..... 4~5

●(財)佐賀県社会保険協会

- ・平成23年度 佐賀県社会保険協会事業計画 .....6
- ・平成23年度 佐賀県社会保険協会収入支出予算書 .....6
- ・平成23年度 事業予定 .....7
- ・(財)佐賀県社会保険協会 平成23年度会費納入のお願い .....7
- ・年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- ・一般的な年金相談に関するお問い合わせは ..... 8
- ・ねんきん定期便専用ダイヤル ..... 8

在職老齢年金の基準となる月額が47万円から46万円に平成23年4月(平成23年6月定期支払分)から変更されます

○基本月額と総報酬月額相当額

$$\text{総報酬月額相当額} = \text{標準報酬月額} + \text{その月以前1年間の標準賞与額の合計} \div 12$$

$$\text{基本月額} = \text{老齢厚生年金} \div 12$$

○65歳以上の方の在職老齢年金の調整(次のように変更になります)

総報酬月額相当額と基本月額の合計が「47万円以下であれば」→「46万円以下であれば」年金額は全額支給されます。

総報酬月額相当額と基本月額の合計が「47万円を超えると」→「46万円を超えると」年金の支給額が調整されます。

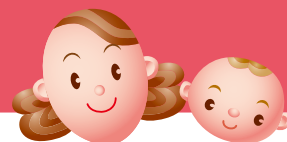


○60歳以上65歳未満の在職老齢年金【支給される年金月額の計算式】



※なお、このことにより年金支給額に変更がある方については、日本年金機構本部より、個別に「支給額変更通知」が送付されます。

# 平成23年4月から障害年金の加算額の要件の改善が行われました



## 法律の目的

公的年金制度に基づく障害年金の受給権者について、婚姻や子の出生などによる生活状況の変化に応じたきめ細かな対応を図る観点から、障害基礎年金、障害厚生年金等の額の加算を行う子及び配偶者の範囲を拡大し、障害者の所得保障の一層の充実を図ることを目的としています。

## 概要

これまでは、**障害年金（障害等級が1級または2級）の受給権発生時（障害年金を受給することができる権利ができた日）において**、受給権者によって生計を維持していた配偶者や子がいる場合に年金額の加算を行っておりましたが、平成23年4月1日より、**障害年金の受給権が発生した後に婚姻や子の出生などの事実が発生**し、新たに配偶者や子を生計維持するようになった場合も、年金額の加算を行うことになりました。

なお、受給権発生時から平成23年3月31日までの間に婚姻や子の出生などの事実が発生した場合にも、対象となります。

※加算額の対象である配偶者又は子は、年齢・収入等の要件があります。

## 加算開始月

**平成23年3月31日以前に婚姻又は子の出生の事実が発生**し、加算対象者である配偶者及び子が平成23年3月31日から引き続き受給権者によって生計を維持されている場合には、**平成23年4月分（平成23年6月支給）から年金額の加算**を行います。

**平成23年4月1日以後に婚姻や子の出生等の事実が発生**し、受給権者によって生計を維持されることとなった場合には、**事実発生日の翌月分から年金額の加算**を行います。

## 子の加算額と児童扶養手当との調整

児童扶養手当については、子が父又は母に支給される公的年金給付の額の加算の対象となっていたときには支給されませんでした。今般の法律改正により、障害基礎年金の受給権発生後に子を出生したときにも子の加算を行うこととされたことに伴って、これまで障害基礎年金の子の加算額を上回って支給されていた児童扶養手当が支給されなくなる場合が考えられますが、児童扶養手当の受給世帯にとってこのような不利な取扱いとならないよう、**児童扶養手当の額が障害基礎年金の子の加算額を上回る場合については、障害基礎年金の子の加算を支給しない**取扱いができることとなっています。

## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所お客様相談室 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所お客様相談室 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所お客様相談室 TEL0954-23-0121

事業主様、  
健康保険  
担当者様へ

## 生活習慣病 予防健診

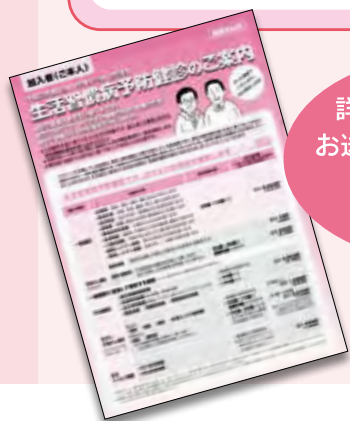
費用 **6,843円**

### 検査内容

- ・診察
- ・身体測定
- ・血圧測定
- ・尿検査
- ・血液検査
- ・心電図検査
- ・胸部レントゲン検査
- ・胃部レントゲン検査
- ・便潜血反応検査

※労働安全衛生法の一般健診  
にはない、独自の検査項目です

詳細は、3月下旬に  
お送りしたピンク色の  
パンフレットを  
ご覧ください。

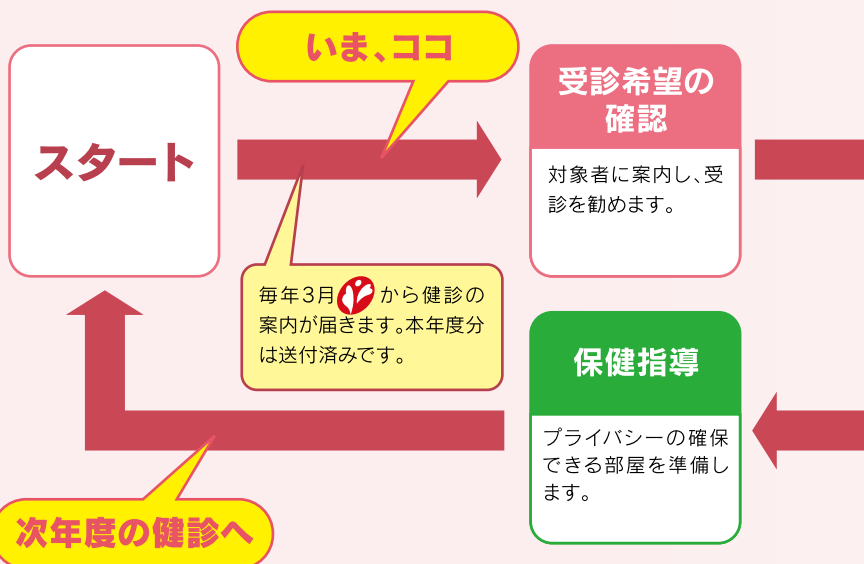


# 「平成23年度 生活 はじめました！」

3月下旬に、  
生活習慣病予防健診のご案内と  
申込書を送付いたしました  
が、  
ご覧いただきましたか？

## ● 健診・保健指導 1年間の流れ

### 生活習慣病予防健診



### 特定保健指導

全国健康保険協会（協会けんぽ）佐賀支部

# 「習慣病予防健診」の受付を

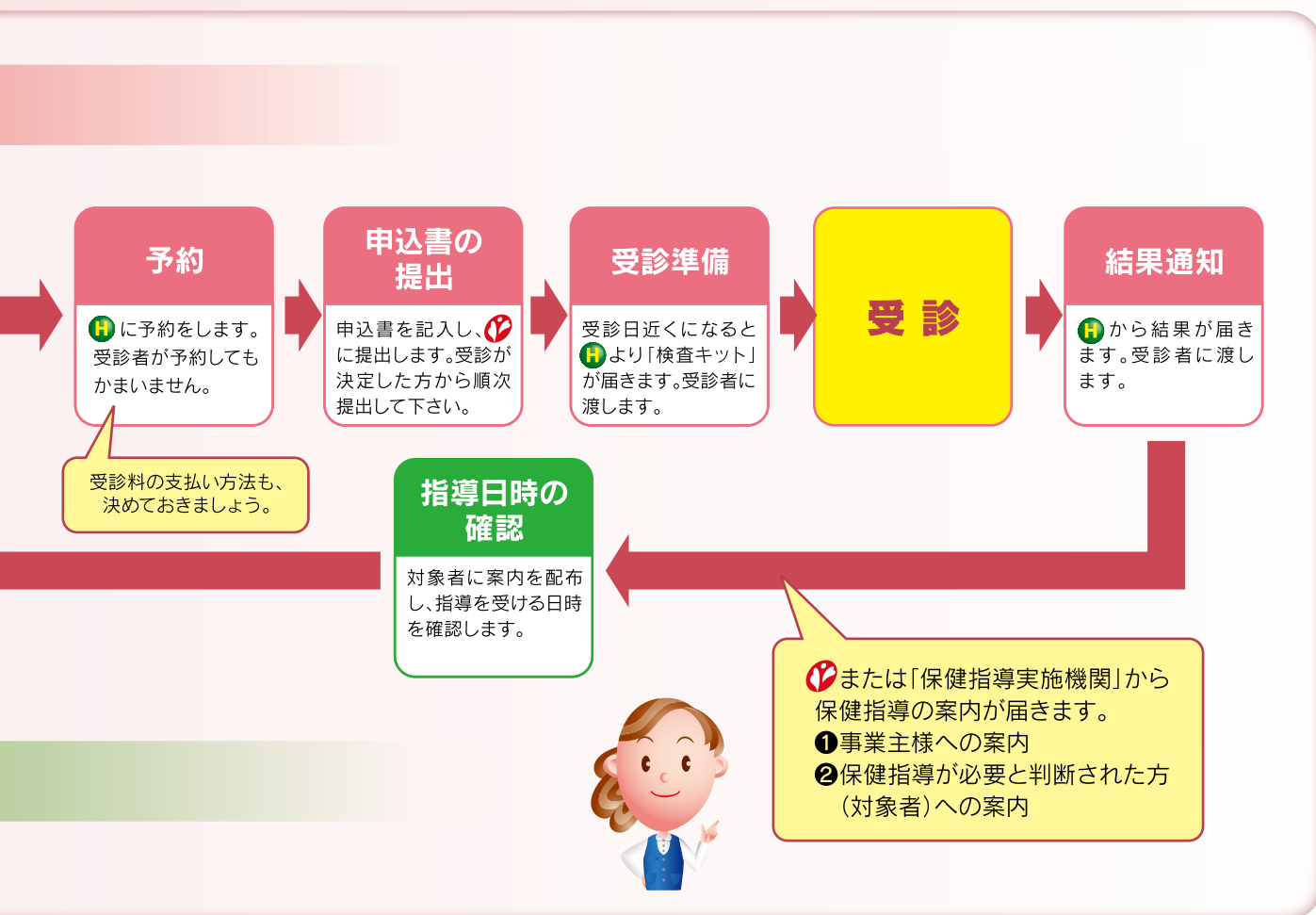
佐賀支部では、昨年一年間に延べ8,151名の被保険者の方が労務不能となり傷病手当金を受給されています。全体で292,936日、平均で約36日間も休業されています。

従業員が病気になってしまうと、本人と家族が大変というだけでなく、会社としても大きな損失です。

「仕事が忙しくて時間が取れない」との声もお聞きますが、健康でなければ仕事もできません。すべての基本は健康な体であることをもう一度考えていただき、会社をあげて受診してください。



 ⇒ 協会けんぽ  ⇒ 健診受診機関



TEL 0952-27-0615

佐賀全国健康保険協会

検索

# (財)佐賀県社会保険協会

(財)佐賀県社会保険協会の理事・評議員会が、去る3月29日に開催され、平成23年度事業計画、収入支出予算(案)を審議した結果、原案どおり承認可決されました。

## ●平成23年度 佐賀県社会保険協会 事業計画

### ●基本計画

社会保険制度の趣旨の普及と事業の円滑な運営及び被保険者等の健康保持と福祉の増進、社会保険制度の効果・効率を図るため、次の事業に重点をおいて事業を推進する。

特に、社会保険庁に変わり新たな組織になった「日本年金機構」における年金制度、「全国健康保険協会」における健康保険制度の、周知・広報に努める。

### ●事業内容

#### 1. 社会保険制度の趣旨普及と周知に関する事業

- (1) 社会保険制度の事務講習会・研修会を実施する。
- (2) 年金シニアライフセミナーを実施する。
- (3) 広報誌「社会保険さが」を作成・配布する。
- (4) 社会保険制度の周知を図るためのホームページを充実する。
- (5) その他社会保険制度の振興に必要と認められる事業を行う。

#### 2. 健康保持増進に関する事業

- (1) 保健師による事業所巡回相談を実施する。
- (2) 医師・保健師等による講習会・指導を実施する。
- (3) 健康づくりに関するパンフレット等を作成、配布する。
- (4) 「健康アクションさが21」に参画し、健康づくり事業を推進する。
- (5) その他健康づくりに関する事業の推進を図る。

#### 3. 各種関係団体等との連携による事業

- (1) 全国社会保険協会連合会との連携。
- (2) 日本年金機構との連携。
- (3) 全国健康保険協会との連携。
- (4) 佐賀県健康保険委員・年金委員会との連携。
- (5) 年金受給者協会との連携。
- (6) 社会保険労務士会との連携。



#### 4. その他

- (1) 社会保険協会事業の内容の周知徹底を図るため、「協会あんない」を作成、配布する。
- (2) 公益法人改正

## ●平成23年度 佐賀県社会保険協会 収入支出予算書

### 平成23年度佐賀県社会保険協会 収入支出予算費

#### ●一般会計

収入予算額

51,341,000円

支出予算額

事業費 44,055,000円

支出予算額

管理費 7,286,000円

## ●平成23年度 事業予定

予 定 月		実 施 事 業
平成23年	4 月～5 月	第1期 社会保険事務講習会
	7 月	第1期 新任者講習会
	9 月	第2期 社会保険事務講習会
	11 月	第2期 新任者講習会
	11 月～12月	年金シニアライフセミナー
平成24年	1 月～2 月	第3期 社会保険事務講習会
毎	月	広報誌「社会保険さが」の発行
随	時	健康管理指導講座講習会・健康相談 事業所内年金相談
平成23年	9 月～11月	Web上による健康づくりイベント
平成24年	1 月～3 月	//

## ●会費納入のお願い

# (財)佐賀県社会保険協会 平成23年度会費納入のお願い

佐賀県社会保険協会の事業が順調に運営できますことは、日頃から皆様方のご理解とご協力のおかげと厚くお礼申し上げます。

ここに紹介した事業は、会員の皆様方から納めていただく会費によって運営されています。

会員の皆様方には、当協会の事業目的をご理解頂き平成23年度会費納入につきまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。



広報誌「社会保険さが」のバックナンバー(直近1年分)も掲載しておりますので、是非ご覧ください。

<http://www.syahokyo-saga.or.jp>



# 年金相談窓口開設等のご案内

## ●平成23年5月 相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 延長相談 19時まで	3	4	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 東庁舎 (予約)	12 鳥栖市役所 (予約)	13 伊万里市役所 (予約)	14 休日相談日
15	16 延長相談 19時まで	17 鹿島市市民会館 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19 伊万里市役所 (予約)	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25 有田町役場 本庁舎 (予約)	26 伊万里市役所 (予約)	27 伊万里市役所 (予約)	28
28	30 延長相談 19時まで	31				

休日相談日 県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30～16:00

「社会保険労務士によるねんきん定期便・特別便窓口」も一部併設しております。  
相談時間 10:00～15:00(伊万里市役所は、9:30～15:00)

※健康保険に関する相談につきましては、「全国健康保険協会佐賀支部」へお問い合わせください。 ☎0952-27-0611

《出張相談(予約制) 相談時間10:00～15:00》

出張相談所	予約申込先
鳥栖市役所 多久市役所 基山町役場	佐賀年金事務所 0952-31-4191
伊万里市役所	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市市民会館	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場 東庁舎 有田町役場 本庁舎	有田町役場 住民環境課 国民年金係 0955-46-2114

《県内年金事務所における相談時間》

平日	8:30～17:15
毎週月曜日	8:30～19:00(休日の場合は翌日)
第2土曜日	9:30～16:00

予約相談も受付けております。

※希望される日の前日までに予約をお願いします。

※唐津・武雄年金事務所は、第2土曜日については完全予約制です。

- 佐賀年金事務所…………… ☎0952-31-4191
- 唐津年金事務所…………… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所…………… ☎0954-23-0121

## ●一般的な年金相談に関するお問い合わせは

# 『ねんきんダイヤル』0570-05-1165

(ナビダイヤル)

### ご利用方法(ナビダイヤルの場合)

自動音声応答の後にご用件の番号をお選びください。

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1165」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月～金曜日:午前8時30分から午後5時15分まで ●第2土曜日:午前9時30分から午後4時まで

※ただし、月曜日(休日明けの初日)は、午後7時まで延長

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- 自動音声応答の番号及び内容は追加・変更される場合があります。



## ●『ねんきん定期便専用ダイヤル』0570-058-555 (ナビダイヤル)

- 一部のIP電話・PHSからは「03-6700-1144」にお電話ください。
- 大変申し訳ありませんが、通話料金(一般の固定電話の場合、接続先にかかわらず市内通話料金)はご負担頂くようお願い申し上げます。
- 間違い電話が大変多くなっております。番号をよくお確かめの上、おかけください。

(受付時間) ●月～金曜日:午前9時から午後8時まで ●第2土曜日:午前9時から午後5時まで

- 祝日・12月29日～1月3日はご利用いただけません。
- オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますのでご了承ください。
- お電話の際は、「ねんきん定期便」または基礎年金番号がわかるものをご用意ください。
- このダイヤルでは「ねんきん特別便」に関するお問い合わせについてもお受けいたします。

## 社会保険料は納期内に納付しましょう。

平成23年4月分保険料の納付期限は平成23年5月31日(火)です。

ご注意ください!!

※平成23年4月分の社会保険料計算に係る届書は5月6日(金)までに到着するようお届けください。  
その後到着した場合は平成22年4月分の社会保険料計算に算入されない場合があります。